

10回
令和7年第 総 会
10月

白井市農業委員会会議録

令和7年10月8日 開会

令和7年10月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年10月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

11月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 10月21日火曜日
- ・事前審査会(案) 10月28日火曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 11月4日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

稲刈り及び梨の出荷のほうも一段落したと思われます。

また今日のテレビで、インフルエンザが例年より早く出ているということで、体調の面に関しては皆さん気をつけていただきたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和7年10月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。議事録署名者は、5番五十嵐玲子委員、7番岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 事務局の鈴木です。

それでは1ページを御覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提

出いたします。

令和7年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字中字中山の4筆です。

地目は畑。

地積は合計で2,504平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

次に、2番、大字白井字南ノ下の4筆です。

地目は田。

地積は合計で2,861平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は所有権移転によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 2班班長増田です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は市役所から北へ約2.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、梨を耕作されています。

進入路については、市道により確保されております。

次に農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて御報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、スプレーヤー2台、草刈り機1台、運搬車2台で、農機具はそろっております。

労働力は世帯員が6人で、4人農業に従事しています。

年間従事日数は300日、技術力もあります。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

審査資料2番を御覧ください。

当日は権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は市役所から北東へ約1キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、除草された状態で管理されています。

進入路については、市道により確保されております。

次に農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、管理機1台、軽トラ1台、小型ユンボ1台、消毒用噴霧器1台、ユニック車1台など農機具はそろっております。

労働力は常時雇用者が1名と臨時雇用者が2名農業に従事しています。

年間従事日数は200日、技術力については現在所有する農地にて、ホアジャオなどの生育を行っておりますが、法目の農地について来年に開発が予定されており、代替地として本申請地を取得する流れとなり、来年の2月から3月に植え替えを予定していることから、本申請について問題ないものと判断しました。

また、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 推進委員の小林です。

義務者の方のお父様が、生存中に自分がもう梨畑をやる力がなくなっているの、続けてやってもらえないかと、権利者の方に事前に相談をしておりましたので、スムーズに今回の賃借権のほうは設定ができたということをお聞きしました。

以上です。

中 村 会 長 2番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋元善久委員 推進委員の秋本です。

増田審査班長の報告のとおり、特にありませんが、再確認ということで、義務者のほうに電話しましたところ、奥さんが出まして、その奥さんというのが、白井地区の4月に溝払いという行事があるのですが、いつもその行事で一緒の人でした。

自分も初めて旦那さんの、義務者の名前を見たときに分からなかったのですが、今年の4月に既に、今年からはもう溝払いできません。

それと田んぼ云々という話も若干出ておりまして、それで今回この話という部分で出たので再確認したところ、そういうことでできません。

その中で、既にこの田んぼの話も進んでいたようです。

それと義務者の方も、もう 80 という部分で、できないということでありました。

それで先ほど班長から報告があったとおり、法目の圃場もきちんと整備されておりましたので、今後もしっかりとやっていただけると思いますので、問題ないものと思われます。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりました。

続いて質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

岩井聡明委員 農業委員の岩井です。事務局のほうに確認ですけれども、資料 1－9 の委任状ですけれども、こちら日付が欠けているのですが、後日修正されるということでしょうか。

事 務 局 こちらについては後日申請者に確認して、日付のほうは修正いたします。

岩井聡明委員 分かりました。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

伊藤 治委員 最適化推進委員伊藤です。

資料 2 のほうなのですけれども、2－2 と 2－12 の借入地の面積なのですけれども、2－12 のほうの農業経営の実態のほうで、自作地 3,795 平米と、借り受地 3,795 平米で合計が 7,590 平米とあるのですけれども、この 2－2 のほうでは、借入地のほうが 7,590 平米となっているのは、これは半分の 3,795 平米なのではないかと思われるのですが、こちら、事務局のほうどのような感じでしょうか。

合計になっているのか、それとも、借入がもう既に 7,590 平米あるのであれば、合計の 2－12 のほうが多くなるのではないのかなと。

事 務 局 こちらについては今既存の土地が合計で 7,590 平米の土地を使っているのですけれども、別の会社と 2 分の 1 ずつの共有名義になっておりますので、正しくは多分 2－12 の農業経営の実態のほうが正しいですね。どちらも 3,795 平米に修正させていただきます。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

では質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。

1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を許可することに可決いたします。

2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2番を許可することに可決いたします。

次に事務報告に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは2ページを御覧ください。

報告第1号、専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和7年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

3ページを御覧ください。

①農地法第5条第1項、第6号の規定による届出でございます。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4、報告・協議事項等の（2）その他で、11月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切が10月21日火曜日、事前審査会が10月28日火曜日、担当は第1班になります。

午前9時から本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が11月4日火曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案につきましては、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人